FP　2級　個人

F22

* 1 9 F 2 2 0 0 5 *

2024年度　９月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級　個　人
資産相談業務

実 施 日◆2024年９月８日（日）

試験時間◆13：30～15：00（90分）

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、2024年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後５時30分以降、当会のホームページに掲載します。
（https://www2.kinzai.or.jp/answer/）
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
○10月21日（予定）に合否通知書を発送します（到着までに1週間程度を要することがあります）。
また、当会のホームページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announce/）、またはスマートフォン向けページ（https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/）で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関　**一般社団法人 金融財政事情研究会**
〒160-8529　東京都新宿区荒木町2-3　TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2024年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2．問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、**《問１》**から**《問15》**までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問１》～《問３》）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務するＡさん（48歳）は、妻Ｂさん（47歳）および長男Ｃさん（19歳）との３人暮らしである。Ａさんは、65歳の定年までＸ社で働くつもりであり、今後の資金計画を検討するなかで、老後の生活資金等の準備をしておきたいと考えるようになった。また、長男Ｃさんが2024年12月に20歳となるため、国民年金の学生納付特例制度について確認しておきたいと考えている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

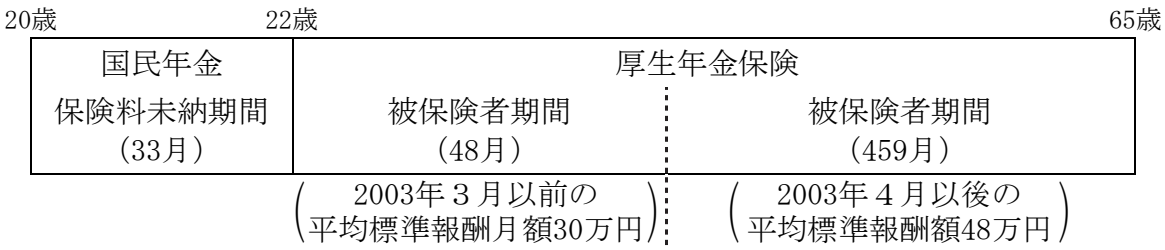
〈Ａさんとその家族に関する資料〉

（1）Ａさん（1976年７月３日生まれ・48歳・会社員）

・公的年金加入歴　：　下図のとおり（65歳までの見込みを含む）

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

・Ｘ社が実施している確定給付企業年金の加入者である。



（2）妻Ｂさん（1977年６月21日生まれ・47歳・パートタイマー）

・公的年金加入歴　：　20歳から22歳までの大学生であった期間（34月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、22歳からの４年間（48月）は厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

（3）長男Ｃさん（2004年12月４日生まれ・19歳・大学生）

・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Ｂさんおよび長男Ｃさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》　Ａさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2024年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

１．老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（　①　）円

２．老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（　②　）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（　③　）円

(3) 基本年金額（上記「(1)＋(2)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（　④　）円

〈資料〉

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$816,000円\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{□}{□}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{□}{□}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$-816,000円\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問２》　Ｍさんは、Ａさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ　「個人型年金は、加入者の指図により掛金を運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る制度です。個人型年金には、税制上の優遇措置が講じられており、支払った掛金は、その全額を所得税の（　①　）として総所得金額等から控除することができます。また、老齢給付金を年金で受給する場合、当該給付金は雑所得として所得税の課税対象となり、雑所得の金額の計算上、当該給付金に係る収入金額から公的年金等控除額を控除することができます。なお、国民年金の第３号被保険者である妻Ｂさんは、個人型年金に加入することが（　②　）」

Ⅱ　「個人型年金は、原則として、60歳になるまで資産を引き出すことができません。なお、60歳から老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（　③　）年以上必要となります」

〈語句群〉

イ．５　　ロ．10　　ハ．15　　ニ．20　　ホ．できます　　ヘ．できません
ト．社会保険料控除　　チ．小規模企業共済等掛金控除　　リ．生命保険料控除

《問３》　Ｍさんは、Ａさんに対して、国民年金の学生納付特例制度（以下、「本制度」という）について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「長男Ｃさんが、2024年12月以降の大学生である期間について本制度の適用を受けるためには、Ａさんの前年所得が一定金額以下である必要があります」

②　「本制度の適用を受けた期間について国民年金保険料の追納がない場合、その期間は老齢基礎年金の受給資格期間には算入されません。本制度の適用を受けた期間に係る保険料について追納することができるのは、追納の承認を受けた月の前10年以内とされています」

③　「長男Ｃさんが本制度の適用を受け、その後、本制度の適用を受けた期間に係る保険料をＡさんが長男Ｃさんの代わりに支払った場合、その支払った保険料は、所得税において、Ａさんの社会保険料控除の対象となります」

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問４》～《問６》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（30歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や投資信託への投資を検討しており、銘柄を選ぶ際の留意点やNISAの成長投資枠およびつみたて投資枠の活用方法について知りたいと思っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。Ｍさんは、Ａさんに対して、Ｘ社株式（東京証券取引所上場銘柄）およびＹ投資信託を例として、株式や投資信託に投資する際の留意点等について説明を行うことにした。

〈Ｘ社株式の情報〉

・株価　：　3,300円　　・発行済株式数　：　２億株

・決算期　：　2024年９月30日（月）（次回の配当の権利確定日に該当する）

〈Ｘ社の財務データ〉　（単位：百万円）

	90　期	91　期
資産の部合計	920,000	960,000
負債の部合計	300,000	320,000
純資産の部合計	620,000	640,000
売　上　高	700,000	780,000
営業利益	65,000	70,000
経常利益	70,000	72,000
当期純利益	48,000	50,000
配当金総額	15,000	16,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

〈Ｙ投資信託（公募株式投資信託）に関する資料〉

銘柄名　：　日経225インデックス（つみたて投資枠対象銘柄）

投資対象地域／資産　：　国内／株式

対象インデックス　：　日経平均株価

信託期間　：　無期限

基準価額　：　14,000円（１万口当たり）

決算日　：　年１回（３月５日）

購入時手数料　：　なし

運用管理費用（信託報酬）　：　0.143%（税込）

信託財産留保額　：　なし

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》《設例》の〈Ｘ社株式の情報〉および〈Ｘ社の財務データ〉に基づいて算出される次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は、表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

①　91期におけるROE（自己資本は90期と91期の平均を用いる）

②　91期における配当利回り

《問５》　Ｍさんは、Ａさんに対して、Ｘ社株式を購入する際の留意点等について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「Ｘ社株式のPBRは１倍を下回っていますが、PBRの１倍割れだけをもって割安と判断するのは注意が必要です。株式に投資する際は、他の投資指標とあわせて同業他社の数値と比較するなど、多角的な視点で検討することが望まれます」

②　「NISAの成長投資枠では、Ｘ社株式のような上場株式のほか、上場投資信託（ETF）や毎月分配型の投資信託、社債などが対象商品とされており、その年間投資枠は240万円です」

③　「Ａさんが、NISAの成長投資枠でＸ社株式を購入し、受け取った配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法として株式数比例配分方式を選択しなければなりません」

《問６》　Ｍさんは、Ａさんに対して、Ｙ投資信託を購入する際の留意点等について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「運用管理費用（信託報酬）は、投資信託の保有期間中、信託財産から日々差し引かれる費用です。一般に、Ｙ投資信託のようなインデックス型の投資信託は、アクティブ型の投資信託よりも運用管理費用（信託報酬）が低い傾向があります」

②　「NISAのつみたて投資枠の対象商品のなかには、Ｙ投資信託のようなインデックス型の投資信託だけでなく、アクティブ型の投資信託もあります」

③　「NISAの非課税保有限度額は、1,800万円です。そのうち成長投資枠は1,200万円、つみたて投資枠は600万円とされているため、つみたて投資枠のみで600万円を超える金額の投資信託を購入し、保有することはできません」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問７》～《問９》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（40歳）は、妻Ｂさん（42歳）、長女Ｃさん（14歳）および母Ｄさん（68歳）との４人家族である。Ａさんは、住宅ローンを利用して2024年９月に新築マンションを取得し、同年中に入居した。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん	（40歳）	：	会社員
妻Ｂさん	（42歳）	：	パートタイマー。2024年中に給与収入90万円を得ている。
長女Ｃさん	（14歳）	：	中学生。2024年中の収入はない。
母Ｄさん	（68歳）	：	2024年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

〈Ａさんの2024年分の収入に関する資料〉

給与収入の金額　：　900万円

〈Ａさんが取得した新築マンションに関する資料〉

取得価額	：	5,000万円
土地	：	40㎡（敷地利用権の割合相当の面積）
建物	：	75㎡（専有部分の床面積）
資金調達方法	：	自己資金3,000万円、銀行からの借入金2,000万円
住宅ローン	：	2024年12月末の借入金残高1,980万円、返済期間25年、元利均等返済
留意点	：	当該マンションは、認定長期優良住宅に該当する。また、住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび母Ｄさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。
※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「住宅ローンを利用して新築住宅を取得し、2024年中に居住した場合、所定の要件を満たせば、居住の用に供した年分以後、最大で（　①　）年間、本控除の適用を受けることができます。なお、Ａさんが新築マンションに入居した2024年以後、合計所得金額が（　②　）万円を超える年があった場合、その年分については本控除の適用を受けることができません。また、本控除の対象となる住宅借入金等は、契約において償還期間等が（　③　）年以上であることが要件とされているため、Ａさんが当該マンションに係る住宅ローンについて繰上げ返済を行い、返済期間が当初の契約により定められていた最初に償還した月から（　③　）年未満となった場合は、その年分以降について本控除の適用を受けることができなくなります」

〈数値群〉

イ．５　　ロ．10　　ハ．13　　ニ．15　　ホ．20　　ヘ．1,000　　ト．1,500
チ．2,000

《問８》 住宅借入金等特別控除に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Ａさんは、2024年分の所得税において、住宅ローンに係る年末残高証明書等を所定の期日までに勤務先に提出することにより、年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます」

② 「住宅借入金等特別控除の控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合、その控除しきれない金額については、翌年以後、３年間にわたって各年の所得税額から控除することができます」

③ 「転勤等のやむを得ない事由によりＡさんが単身赴任で転居した場合、妻Ｂさんや長女Ｃさん、母Ｄさんが引き続きマンションに居住していたとしても、単身赴任後は住宅借入金等特別控除の適用を受けることができません」

《問９》　Ａさんの2024年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、総所得金額の計算上、Ａさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）総所得金額		（　①　）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	（　②　）円
	扶養控除	（　③　）円
	基礎控除	□□□円
（ｂ）所得控除の額の合計額		2,800,000円
（ｃ）課税総所得金額（（ａ）－（ｂ））		□□□円
（ｄ）算出税額（（ｃ）に対する所得税額）		□□□円
（ｅ）税額控除（住宅借入金等特別控除）		（　④　）円
（ｆ）差引所得税額		□□□円
（ｇ）復興特別所得税額		□□□円
（ｈ）所得税および復興特別所得税の額		□□□円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40％－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30％＋８万円
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

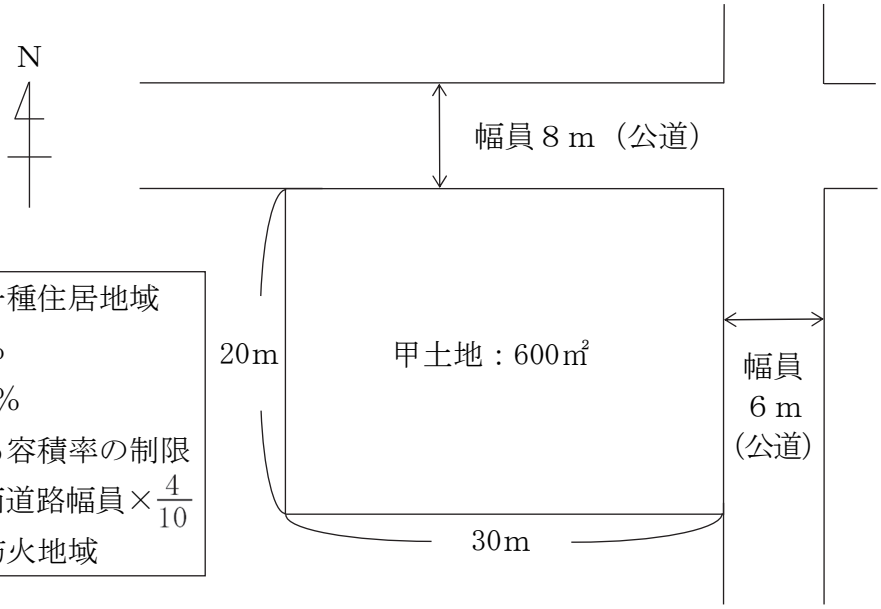
【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（50歳）は、１年前に父親の相続（単純承認）により取得した甲土地（600㎡）を所有している。甲土地は、Ａさんの父親が50年前に取得した土地であり、月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。なお、Ａさんの父親の相続において、法定相続人はＡさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

Ａさんが甲土地の売却を検討していたところ、不動産会社を通じて、スーパーを経営するＸ社から「甲土地に新規出店させていただけませんか。Ａさんには、建設協力金方式による有効活用をご検討いただきたいと考えています」との提案を受けた。

〈甲土地の概要〉



用途地域	：第一種住居地域
指定建蔽率	：60％
指定容積率	：300％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{4}{10}$
防火規制	：準防火地域

・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》　甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。

①　建蔽率の上限となる建築面積

②　容積率の上限となる延べ面積

《問11》　甲土地の売却に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「甲土地の売却にあたって宅地建物取引業者と専任媒介契約を締結する場合、当該契約の有効期間は２カ月を超えることができませんが、当該契約の有効期間内に甲土地の買主が見つからなかったときは、契約を更新することができます」

②　「甲土地の売却に係る譲渡所得の金額の計算上、取得費は、原則として、Ａさんの父親が甲土地を取得した際の購入代金や購入手数料等の合計額となりますが、その金額が不明である場合、甲土地の売却価額の10％相当額を取得費とすることができます」

③　「甲土地の売却に係る譲渡所得の金額の計算上、『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』（相続税の取得費加算の特例）の適用を受けるためには、甲土地を相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後３年を経過する日までの間に譲渡する必要があります」

《問12》　建設協力金方式の一般的な特徴等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「建設協力金方式は、ＡさんがＸ社から建設資金の一部または全部を借り受けて、Ｘ社の要望に沿った店舗を建設し、その店舗をＸ社に賃貸する手法です。Ａさんが借り受けた建設資金は、通常、賃料の一部で返済していくことになります」

②　「建設協力金方式では、建設した店舗に係る固定資産税の納税義務はＸ社が負い、甲土地に係る固定資産税の納税義務はＡさんが負うことになります」

③　「建設協力金方式では、ＡさんがＸ社に店舗を賃貸した後、その賃貸期間中にＡさんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、店舗は貸家として評価され、甲土地は貸宅地として評価されます」

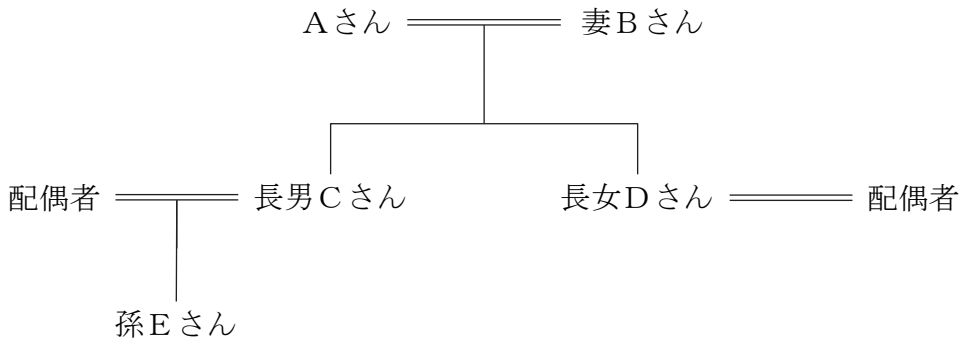
【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場会社であるＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（67歳）は、自宅で妻Ｂさん（62歳）および長男Ｃさん（40歳）家族と同居している。Ａさんは、３年後をめどにＸ社の専務取締役である長男Ｃさんに事業を承継する予定であり、将来、長男ＣさんにはＸ社株式のすべてを取得させ、妻Ｂさんには自宅および相応の現預金等を相続させようと考えているが、長男Ｃさんと長女Ｄさん（36歳）が遺産分割でもめてしまうのではないかと心配している。

また、Ａさんは、長女Ｄさんから、「マンションの購入資金を援助してほしい」と頼まれており、資金援助を検討している。

〈Ａさんの親族関係図〉



〈Ａさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金等	：	5,500万円
Ｘ社株式	：	１億6,000万円
自宅敷地（350㎡）	：	7,000万円（注）
自宅建物	：	1,500万円
合計		３億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Ａさんの相続に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ 「遺言により、自宅および現預金等を妻Ｂさん、Ｘ社株式を長男Ｃさんに相続させた場合、長女Ｄさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額を３億円とした場合、長女Ｄさんの遺留分の金額は、（ ① ）万円となります」

Ⅱ 「遺言は、自筆証書遺言や公正証書遺言などの種類によって作成方式が異なっており、公正証書遺言の作成にあたっては、証人２人以上の立会いが必要とされています。仮に、Ａさんの公正証書遺言を作成する場合、妻Ｂさんおよび長男Ｃさんは証人となることが（ ② ）。なお、作成した公正証書遺言は、Ａさんの相続開始後、家庭裁判所における検認が（ ③ ）です」

Ⅲ 「妻Ｂさんが自宅建物とその敷地を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額7,000万円）について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は（ ④ ）万円となります」

〈語句群〉

イ．1,400　ロ．1,720　ハ．1,875　ニ．3,500　ホ．3,750　ヘ．7,500
ト．できます　チ．できません　リ．必要　ヌ．不要

《問14》 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「本制度の適用を受けるためには、取得等した住宅用家屋の床面積が50㎡以上200㎡以下でなければならず、また、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものである必要があります」

② 「長女Ｄさんが、Ａさんおよび妻Ｂさんのそれぞれから住宅取得等資金の贈与を受けてマンションを購入し、本制度の適用を受ける場合、当該マンションが一定の省エネ等住宅に該当するときは、Ａさんおよび妻Ｂさんから贈与を受けた資金について、それぞれ1,000万円を限度として贈与税が非課税となります」

③ 「長女Ｄさんが、Ａさんから贈与を受けた住宅取得等資金について本制度の適用を受け、その後、Ａさんの相続が開始した場合、本制度の適用を受けたことにより贈与税が非課税とされた金額を相続税の課税価格に加算する必要はありません」

《問15》 **現時点（2024年９月８日）において、Ａさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は２億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。**

（ａ）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		２億円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　②　）万円
	長女Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	－
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円

（終）

2024 年度９月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・２級 実技試験〈個人資産相談業務〉（2024 年９月８日実施）

※配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

※合格発表は、10 月 21 日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会

検定センター

〈合格基準〉 50 点満点で 30 点以上

【第１問】

《問１》

〈答〉　①　759,900（円）　②　1,310,174（円）

③　56,580（円）　④　1,774,854（円）

《問２》

〈答〉

	①	②	③
記号	チ	ホ	ロ

《問３》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

【第２問】

《問４》

〈答〉　①　7.94（%）　　②　2.42（%）

《問５》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

《問６》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	○	×

【第３問】

《問７》

〈答〉

	①	②	③
記号	ハ	チ	ロ

《問８》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	×

《問９》

〈答〉　①　7,000,000（円）　　②　380,000（円）

③　380,000（円）　　④　138,600（円）

【第４問】

《問 10》

〈答〉　①　480（㎡）　　②　1,800（㎡）

《問 11》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

《問 12》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	○	×	×

【第５問】

《問 13》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	ホ	チ	ヌ	ロ

《問 14》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

《問 15》

〈答〉　①　4,800（万円）　　②　800（万円）　　③　3,900（万円）